

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第８条第４項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和７年７月３０日

佐賀県知事 山口 祥義

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：テックランド鹿島井手店・ワークマンプラスⅡ鹿島店

所在地：佐賀県鹿島市大字井手一の谷３１４番地１ 外１

２ 届出の内容

（１）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（２）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（３）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

３ 意見の概要

意見なし